

世間・社会・原発 —科学知識は誰のものか

本田康二郎（金沢医科大学）

kh-honda@kanazawa-med.ac.jp

——たぐいなき技術の主テウトよ、技術上の事柄を生み出す力をもった人と、生み出された技術がそれを使う人々にどのような害をあたえ、どのような益をもたらすかを判別する力をもった人とは、別の者なのだ。

プラトン『パイドロス』274E

はじめに

原発事故という未曾有の惨事を前にして、倫理学の立場から何が言えるのであろうか。ある種の規範理論を採用し、これに基づいて事故の経過を分析し、関係する部署や人物の行動について判断を下していくことが、本来の倫理学の役割なのかもしれない。

しかし、このような分析のほかにもするべき事はある。それは、我々自身の規範意識を反省することである。我々は、主体的にあるいは受動的に、この社会を成立させている規範意識を採用してきたはずである。そして、そのような規範意識が今回の事故の経過に、何らかの影響を与えていることが想像できる。

危機といわれる事態に直面した時こそ、我々は自らに身体化した規範意識に基づいて行動するのではないだろうか。東日本大震災と、それに引き続いて生じた福島第一原発の事故において、我々を導いた規範意識はどんなものだったのだろうか。かつて、マックス・ヴェーバーは資本主義精神の由来をプロテスタンティズムの倫理に求めた。彼の行ったような分析を、戦後日本の規範意識に対しても行ってみる必要があるのではないだろうか。

本発表では、このような試みの嚆矢として、日本の科学技術の制度化と体制化の歴史を追い、その中で戦後日本の科学者集団の規範意識を形作った戦中の科学動員に注目してみる。戦中の科学動員を主導した思想の中に、明らかに研究の自由を規制する考え方が含まれていた。研究の自由が規制されることは、効率的に研究を進める上で何らかの効果があるのかもしれない。しかし、自由が阻害されれば、危機に際して科学者が主体的にリスク情報を市民社会に提供しようする気風を育てることは叶わないであろう。戦中の動員の思想を知ること、現在の科学者集団を律する規範意識の枠組みを反省することができるはずである。このことは、これからの日本社会を担う若い世代の教育を再構成していく際に、何らかの示唆を与えるのではないだろうか。

一 事故後に生じた東電と政府への不信

原発事故のような放射能災害が発生した場合、事故直後に避難すべきか否かを判断するために、放射

能がどの地域にどれだけ拡散したのかを知ることが市民の一番の関心事項である。そして、今回の様に放射能の放出が収まったのか定かでない場合は、放射能のありかを知ることが、以前変わらず自分と家族の命を守りたい人々にとって最大の関心事でありつづける。

ところが、残念ながら放射性物質は無色透明で臭いもない。したがって、この姿の見えない毒物の存在を確認するためには科学者の知識や技、さらに放射能をとらえるための測定機器が必要になる。こうした大前提があるにも関わらず、日本の原子力政策を担ってきた人々は、安全対策を電力会社に一任し、事故が起きた場合の避難計画も立ててこなかったし、また放射能の飛散状況をいち早く市民に伝えるための社会システムの準備も怠ってきたことが分かった。日本には放射能の飛散を予測する科学技術が存在しなかったわけではない。「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」(略称 SPEEDI) はいち早く大気に放出された放射能の拡散規模と拡散方向をほぼ正確に割り出していた。また、米国からも2011年3月18、19、20日にわたって、飛行機から測定された放射能拡散状況データが文部科学省に送られていた。ところが、これらのデータは市民社会に公表されることもなく、避難に活かされることもなく、ただ死蔵されてしまったのだ*。

測定データが活かされなかった事例が他にもある。それは、気象庁気象研究所における放射能観測停止指示の事例である。この研究所は1954年から半世紀以上も放射能観測を続けてきた。その測定が2011年3月31日に突然打ち切りを言い渡されたのだった。文部科学省が急に予算を打ち切ったことが原因であった。研究所員の青山道夫氏は、この予算凍結を無視してデータの採取を続けた。青山氏の専門は海中の放射能測定であり、長年の研究実績は世界的にも認められてきた第一人者であった。彼は、米国ウッズホール海洋研究所の研究仲間であるケン・ベッセラーの勧めで、「福島原発から出た放射性物質の海洋環境への影響」というテーマで一流の科学誌『ネイチャー』に投稿する準備を進めていた。2011年4月18日には論文の英文素案がほぼまとまり、ネイチャーはこの論文に強い関心を示す運びとなり掲載が決定した。ところが、青山氏がこの論文を職場の上司に見せると、研究所長がこの論文を公刊することに難色を示した。チェルノブイリ原発事故を原因とする黒海の汚染にくらべて、福島原発排水溝付近の放射能が1万倍高い値を示していることが公にされたとき、マスコミが騒いで要らぬ混乱を招くことになるというのが理由であった†。

8月8日のニューヨークタイムズは、「土地の狭い日本におけるコスト高で混乱含みの避難活動の規模を制限するために、また政治主導で行ってき原子力産業に対して大衆が疑問を抱くことを避けるために、不利な情報を隠蔽し、原子力災害の事実を否定することに、日本政府当局がある形で関わった‡」と報道した。震災後わずか五ヶ月たらずで、海外からこのような報道がなされたことにはそれなりのわけがあ

* SPEEDIの暫定的な計算結果が原子力安全委員会からプレスリリースされたのは、事故から12日後の2011年3月23日であった。http://www.nsc.go.jp/info/110323_top_siryu.pdf (閲覧日2012/07/22)
また、経済産業省原子力安全・保安院の平岡英治次長は、米国から届いたデータを公開しなかったことについて、福島県大熊・富岡・浪江の3町に謝罪したという。(毎日新聞2012年6月26日)
<http://mainichi.jp/select/news/20120627k0000m040074000c.html> (閲覧日2012/07/22)

† 朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罠 明かされなかった福島原発事故の真実』学研、2012年、第三章参照。

‡ New York Times on 8th August 2011.

http://www.nytimes.com/2011/08/09/world/asia/09japan.html?_r=2&ref=world&src=me&pagewanted=all

った。様々な例を挙げながら、このような不信感が醸成されてきた経緯をたどってみたい。

事故後の情報開示について

例えば、米国の原子力規制委員会（NRC: Nuclear Regulatory Commission）は3月16日の段階で、「同じような状況下で米国内において使用されるガイドラインに基づき、NRCは、福島原発から50マイル（80km）圏内に住むアメリカ人住民は避難するのが妥当だと確信する」と報じた[§]のに対して、日本政府は3月18日の段階で、20～30km圏内の屋内退避の対象市町村に住民の自主避難を要請しただけである。両者の見解の違いについて、日本政府は正式な説明を行ってこなかった。

また、3月31日の読売新聞によれば、国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）が飯館村の住民に対して避難勧告を検討するように日本政府を促したのに対して、日本政府は「国内では総合的に判断しており、現状の判断に問題ない」と答え、この勧告を無視したという。そして、この「総合的判断」が何を指すのか明確に答えなかった。

文科省は「キログラム当たりヨウ素117万ベクレル、セシウムを16万3000ベクレル」という「直ちに退避が必要なレベルではない」放射性物質を検出したと3月23日の段階で発表した。NHKがこの問題を報じたのは4月1日で、その際には「先月三十日、日本側が土壌に含まれる放射性物質を分析したところ、一平方メートル当たり2000万ベクレルの値でヨウ素131が検出された」[20110610, p. 38]と報道した。この報道を吟味すると問題点が浮かび上がってくる。まず、放射性分析をしたのがIAEAではなくて、日本側とされていること。そして、発表数値がキログラム単位から平方メートル単位に変更されていること。この二点に注目すべきである。IAEAが平方メートル当たりで数値を発表していることを考えると、NHKが日本側の分析と報道したことは誤りではないと思われる。また、3月の値と4月の値で、ベクレル数が20倍近くの差が生じている。そもそも、放射性降下物の人体への影響を考える時、放射能の単位は平方メートル当たりで測定するのが道理である。降下直後の放射性物質のほとんどが地表面に留まっているからである。それを文科省がキログラム単位で測定した。測定の際に土を掘り下げ、汚染された地表土と汚染されていない地中土を混ぜ合わせて、測定数値を下げることを意図したとも取られかねない測定方法が採用されたのは何故であろうか。

NHKはこの報道の翌日、IAEAがさらに調査した結果、飯館村の地表の放射能は平均して平方メートル当たり700万ベクレルで、これは避難を必要とするレベルではないと報じた。「平均」という言葉が使われる時は注意せねばならない。放射性降下物が多く降った場所と、そうではなかった場所の数値を重ね合わせて薄めてしまえば、数値を下げることなど簡単にできるのだ。実際に、この訂正報道でも平方メートル当たり2000万ベクレルの値を示す場所が無かったとは報じていなかった[20110610, pp. 48-50]。

事故の規模に関する報道も二転三転していた。3月12日の段階で日本の原子力安全保安院は国際原子力事象評価尺度（INES: International Nuclear Event Scale）のレベル4と暫定的に評価した。これに対して、3月14日のBBCはフランスASN(the French Nuclear Safety Authority)のアンドレ・クロード・ラコスト局長(Audre-Claude Lacoste)の言葉を報じていたのだが、彼によれば、「レベル4は深刻なレベルだ」が、さらに「我々は少なくともレベル5、もしかしたらレベル6にさえ到達している

[§] <http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/news/2011/11-050.pdf>

のではと感じている」ということだった**。これに対し、日本政府は甘い事故評価を譲らず、国民にはそのまま生活しても安全であると報じ、やっと事故の深刻さを認めたのは事故から1ヶ月経った4月12日であった。福島原発の事故は最終的にチェルノブイリ原発事故に匹敵する最高水準のレベル7と評価されたのだ。さらにこのずっと後で炉心のメルトダウンが、事故発生からほどなく発生していたことが報道された。東電や保安院は、初期の頃から事故の規模が相当大きくなることを知っていたが、あえてその事実を過小評価し、事実の公表をためらっていたと判断されても仕方がないであろう。

8月9日とAP通信が、日本政府が放射能拡散予測システム「SPEEDI」のデータを公表しなかった点について検証を行う報道をした††。この記事によると放射能拡散予測システムは事故直後から機能していたという。しかし、その情報は文部科学省から原子力安全保安院に送られただけで止まってしまい、意志決定の中核である官邸には届けられなかった。また地方自治体にも同様にこの情報は届けられなかった。つまり菅直人首相（当時）も自治体の首長たちも、この重要な情報を知らないまま政治判断を行っていたことになる。この情報を知っていたならば、もっと適切な避難指示を行うことも可能だったのではないかと悔やまれたであろう。

予測では、福島第一原発から約10kmの距離にあった荻野小学校付近が放射能雲の通り道になることが分かっていた。しかし、情報を知らない浪江町の人々は、皮肉にもこの小学校を非難センターに選んでしまった。原発事故が進行するその絶頂で、浪江町の人々は荻野小学校の校庭に居たのだ。浪江町長は約一日後に、テレビの情報から自分たちのいる場所が危険であることを知り、町民たちをバスで移動させた。ところが、その移動先もまた放射能雲の通り道と一致していたのだ。荻野小学校に避難した人々は、政府のリスク伝達の失敗によって二重に被曝させられることになったのだ。

原子力安全委員会委員長の斑目春樹は、このことについて問われると、震災直後にモニタリング機能が失われ、放出された放射能の正確な値が測定できなかったため、SPEEDIの計算結果は信用に値しなかったのだと答えた。ところが、実際にはSPEEDIは放出された放射能の実測値がなくとも、初期値の放出量を1ベクレルと仮定して拡散予想図の作成することのできるシステムであったのだ。気象データと地理データを用いて、相対的な値を用いた拡散予想図を作ることは可能だったのだ。事故直後に計算された予想は後から見ても非常に正確なものであった。

目の前で被曝リスクに晒された人々が居るのに、とっさに官邸が「逃げろ！」と叫ぶことが出来なかったのは、保安院がデータを止めてしまったためである。そもそも、ある政治的判断をする際に、集められたデータが信用に足るのか足りないのかを判断するのは政治家の仕事である。何故、データを作成することを専門とする行政機関（保安院や安全委員会）が独自の判断でデータを止めることが出来てしまうのか。この問題は、安全な社会システムを作るために今後何度も取り上げられなければならないであろう。

批判能力の欠如

事故直後から、一方で、日本政府やマスメディアは事故の規模がたいした物ではなく、国民は安全を信じて通常どおりの生活を送るように求めるメッセージを発信していた。対照的に海外のマスメディアは事故がいかに深刻であるかを報じていた。従って、日本人は国内で報道された情報と、海外で報道さ

** <http://www.bbc.co.uk/news/mobile/world-asia-pacific-12733393>

†† <http://www.guardian.co.uk/world/feedarticle/9787780>

れた情報の間に存在しているあまりのギャップに戸惑う不安に日々を送らざるをえなかった。

科学者が諸説を振り回して論争をしている間は、結論が出ないまま事態だけが改善されずにそのまま推移してしまうことがよくある。例えば、水俣病が発生した際、厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会が1959年の段階で原因物質をメチル水銀と特定したにも関わらず、この結果を受けてチッソの排水を止めることが出来なかったことが思い出される。

この部会が出した結論は、原因物質はメチル水銀だが、それがチッソの工場排水に由来するのかわからないとされてしまった。この発表の後、通産省の圧力に屈して、厚生省はこの部会を解散してしまった。かわりに1960年1月に経済企画庁で水俣病総合調査研究連絡協議会というものが発足した[19950530, p. 88-96]。この協議会のメンバーは内田楨男(熊本大、生化学)、清浦雷作(東京工大、有機化学)、喜田村正次(熊本大、公衆衛生学)、宇田道隆(東京水産大)、川城巖(国立衛試)、富山哲夫(九大)新野弘(東京水産大)、半谷高久(東京都立大)、松江吉行(東大)、横竹太郎(東京工業試)らであったが[19680720, p. 155]、事務局は通産省二名、経済企画庁二名であり、会議は終始通産省のペースで進められた。会議の場では、熊大の内田の説を東工大の清浦が攻撃することが繰り返された。熊大の調査班は水俣病の原因としてメチル水銀説を唱えていたが、清浦は有機アミン説を唱え、これに対抗した。協議会の場が、中央の大学教授が地方の大学教授を叩く場と化してしまい、その他の参加者は目立った発言をしなかったという[19680720, p. 156]。しかもこの会議は何の成果も出さぬまま4回で自然消滅してしまった。せつかく特定された公害の原因物質に関する情報が、うやむやの内にかき消されてしまったのだ。科学的な調査結果といえども、異説が存在する限りは中和され、その説得力を失ってしまうのだ。

日本政府は、「事実」ですら管理できるという考え方に慣れきっているように見える。ある科学者が放射能の体内吸収が発がんの危険性を増加させると指摘したとしても、他の科学者が放射能の吸収はむしろ健康を促進するという説を唱えれば、せつかくの指摘も中和されて説得力を失ってしまう。今回の原発事故後にメディアに登場した科学者や医者たちの多くが、原発事故の収束状況や、放射能の影響について楽観的な意見を垂れ流してきたが、これは水俣病が発生した時に用いられた「諸説の中和作用」と全く同じやり方だと言えるのではないだろうか。水俣病の時は、こうした情報操作が被害規模を拡大してしまっただけを忘れてはならないだろう。

そして、今回の福島原発事故では、人の一年間の被曝許容量をそれまでの基準の20倍に変更してしまうということまで平気で行われた¹⁾。政府のこうした態度は、日本社会に大きな不信の渦を巻き起こしている。

事故発生から今日にいたるまで、日本のメディアは政府や東電から出てくる情報を批判的に検討することを十分に行ってきたであろうか。原発周辺に住む人々の健康を第一に考えた報道を行ってきたであ

1) 4月19日、日本政府は福島の子供達の年間被曝限度をそれまでの1 mSV から20 mSV に引き上げた。これは原発労働者の年間被曝限度に等しい値である。内閣官房参与であった小佐古敏荘氏が、政府のこの措置に反対して辞任した。Cf.) New York Times on 30th April, http://www.nytimes.com/2011/05/01/world/asia/01japan.html?_r=1&emc=tnt&tntemail=y “In one of his most damaging charges, the adviser, Toshio Kosako, drew attention to a recent government decision to allow children living near the crippled Fukushima Daiichi nuclear plant to receive doses of radiation equal to the international standards set for the public. “I cannot allow this as a scholar,” said Mr. Kosako, an expert on radiation safety at the University of Tokyo.”

ろうか。残念ながら、政府の事故対応の不備を正面から批判したのは日本のメディアではなくて、主に海外のメディアであった。非常時にもっとも必要なリスク伝達という役割を日本のメディアはうまく果たさなかった。例えば、役所がSPEEDIのデータは役に立たないと言えはその通りに報道し、本当にそれが役に立たないのかを追究する努力を怠った。広告主である電力業界の利益を守ることが意図されていた、とまでは言わないが、少なくとも日本の大手メディアの情報収集能力は私たちが想像していたよりもずっと低いという事が、今回の事故ではっきりしたのだといえるだろう。

70年前ならば、日本人は政府の発表を疑わなかったであろう。ところが、現代は状況が大きく異なっている。まず、日本人は国内に在住している外国人と交流しており、彼らから多くの情報を吸収している。また、ツイッターやフェイスブックのようなソーシャル・ネットワーク・システムを通じて世界中の情報に触れる機会を持っている。なにより、現在は海外メディアの報道をリアルタイムで読むことが可能な時代である。従って、国内で発表される情報と、国外で発表される情報の違いに多くの国民は気づいているのだ。また、逆もしかりである。日本で発信された情報や意見は様々な媒体を通じて瞬時に世界中に報道されている。従って、国内で醸成された不信感がそのまま国内に留まっているとみるべきではない。原発災害の利害関係者は国内に留まらない。放出された放射性物質はすでに地球を何周も巡っているのである。これに関心を持たない人など地球上にはいないはずである。リスク伝達の失敗により、政府や東京電力は世界中の市民から不信の念を持たれているのだ。国際社会で信頼を失うことほど、国にとっての不利益はないであろう。

市民は対話の相手として認識されていたのか

危機に際して、東電や政府はどのような対策を練ってきたのであろうか。いざ危機が生じた際の避難指示などはシミュレーションされていたのであろうか。ここは今後当事者からの聞き取りによって十分調査されなければならないであろう。ここでは、原発導入当初に作成された「立地指針」の起草に関わった人物たちの証言を参照してみよう。原発導入時に原子力委員会専門委員であった板倉哲郎（放射線化学）は、自分達の作成した安全基準（「立地指針」）が、アメリカの作成した安全基準を模倣したものであったと述べた。しかし、アメリカ版に記載されていた安全対策の重要な部分を削除したという。それは、アメリカ版が原発周辺に「低人口地帯」(Low Population Zone)を設けるよう義務づけていたのに対し、日本版からはこの部分が無くなったというということだった。この事について科学技術庁原子力安全局局長（当時）であった佐竹宏文は「できないんだと。日本では避難なんかできないんだろう、という話しだったですね。施設ができることによって退避させられるようなものだったら、（原発は）いらんわいというようなことに、いくら何でもなったんじゃないでしょうか。」と証言している^{§§}。つまり、立地条件を作る段階から避難の事は頭になかったということになる。絶対に事故を起こさないという自信がどこから湧いてきてきたのかは不明だが、原発導入時点では事故対策の必要はないという考え方が関係者の中での常識だったといえるだろう。この考え方が、今日まで続いてきたのだとしたら、恐ろしいことである。事故対応に何の想定もなく、結果として福島の人々が現在放置されているのだとしたら、これは許されないことなのではないだろうか。

問題は、こうした非合理的な事態が、専門家集団の中でどうやってまかり通ってきたのかという点にあ

§§ 板倉氏・佐竹氏の証言は『NHKスペシャル 安全神話 ～当事者が語る事故の深層～』（2011年11月放送）より。

る。次節以降で、この問題を分析していこう。

二 科学技術は日本社会にどのように位置づけられてきたのか

科学技術は誰のものか？その成果は誰のものか？この問いを科学者のエートス（気質）との関連で考えてみよう。マートンは19世紀までの科学者気質はCUDOS（キュードス）という言葉で表わせると論じた[19610910 16章2節]。これは公有性（Communality）、普遍性（Universality）、利害超越性（Disinterestedness）、系統的懐疑主義（Organized Skepticism）のそれぞれの頭文字を合わせたものである。かつて科学者集団はこれらの言葉であらわされる価値観を強く持っていたというのが彼の主張である。

「公有性」とは、科学者の生み出した知識は公共物だという考え方である。科学的真理は人類の福祉のために誰でも利用できる知識として提供されるべきだという考え方が、19世紀までは一般的であった。

「普遍性」とは、新しい知識が現れた時は、自然観察とすでに確認済みの知識とによってのみそれが評価されるべきだとする考え方である。観察者や、実験者が誰であるかは、知識の信憑性とは関係がないということである。

「利害超越性」は、研究の自己目的性を尊重するという考え方であり、科学者は自己の利益のために研究するのではなく、真理を知るために研究するべきだという考え方である。

「系統的懐疑主義」と考え方であるとともに、研究の方法論でもある。それは事実がはっきりするまでは安易に判断を下さず、研究成果を経験的・論理的基準に照らして徹底的に検証するべきだとする考え方である。

これらのエートスは、科学者が社会の中で相対的に独立した地位を与えられていた頃のもので、こうした気風の中で科学者たちは国境を越え、国際的なコミュニティを作って研究成果を共有し、活発な研究活動を繰り広げた。しかし、初期の科学者コミュニティは現在と比べて非常に小さな規模であった。

やがて大学に理系学部が整備され、多くの人間たちが科学研究に関わるようになっていった。私企業が研究所を作って科学を学んだ若者を採用し、彼らに自社の商品開発に関わる科学研究をさせることも始まった。科学研究に携わる者は、自分を哲学者としてではなく職業的科学者と認知するようになり、それが一般社会においても常識化していった。科学研究が趣味的な位置づけから職業的な位置づけを得ていった過程を科学史家たちは「科学の制度化」と呼んでいる。

やがて20世紀に入り、科学研究と産業との結びつきはますます強まっていった。ザイマンは戦後の科学者集団の中ではもはやCUDOSは成り立たなくなり、科学者の気質はPLACEへと変化していったと分析した[20060215, p. 84]。これは、私有性（Proprietary）、局所的（Local）、権威主義的（Authoritarian）、請負制（Commissioned）、細分化された専門性（Expert）の頭文字を合わせたものである。

「私有性」とは、公有性とは正反対の考え方であり、研究成果が私有財産化したことを表す言葉である。研究成果が営利的な意味をもつようになった結果、研究者たちが研究成果を公開せずに機密にする傾向を持つようになったということである。

「局所的」とは、科学研究が「真理の探求」というような普遍的テーマではなく、局所的な技術問題

に限定されることが増えたという事態を表す言葉である。

「権威主義的」とは、研究者が一個人としてではなく、組織人として管理的権威主義の下で働くことが常識化したという事態を表す言葉である。

「請負制」とは、実用目標の達成のための請負的な研究が主流になった事態を表す言葉である。

「細分化された専門性」とは、研究者が個人的な想像力の豊かさを評価されて雇用されるのではなく、専門的な問題解決者として雇用されるということが常識化した事態を表す言葉である。一人の天才がいなくても、百人の専門家がいれば研究は十分に進む。そして研究は分業化され、研究者は自分の専門以外の事について知る必要はなくなっていく。

ザイマンが論じたことの要点は、科学者が社会の中で相対的に独立した地位をもった時代は過去の話であり、現在の科学者は組織人として所属組織の利害を考えて行動するようになったということである。このような変化は科学技術と産業との間の関係が深まった国々ならばどこでも生じていることである。もちろん、CUDOS的な気質が全てPLACE的な気質に置き換わったというわけではない。両者は今も共存しているし、個人差もあるであろう。また同じ個人でも、状況によって態度を変えることも考えられる。しかし、ザイマンの指摘で重要なのは、PLACE的な気質が20世紀に入って醸成され、そうした気質ももった科学者集団がその領域を拡張してきたという事を指摘した点にある。

日本における科学者のエートスはどのようなものであったのだろうか。19世紀末に開国して、急速に近代化をなした日本の場合、明治初期に欧米から招聘した所謂「お雇い外国人」たちがCUDOS気質を教育した。しかし、大学制度を導入し、それを国内に根付かせたのは当時の政府であり、その意味では学者が政府の意向に反してでも自分の意向を貫くということは難しかったはずである。ヨーロッパでは、大学は近代の国民国家が成立する以前から存在しており、近代の政府が成立してからも、そこから一定程度の自治権を保ち続けてきたといえるであろう。日本の場合、近代政府の成立とともに大学が誕生し、政府の指導でその規模を拡大してきた。従って、研究者の社会的な地位は必然的にヨーロッパにおけるそれとは異なる姿を持ってきたといえるのである。

それにしても、明治から昭和初期までの大学における研究は大学外部からの影響をあまり受けずに自由な雰囲気で行われてきたといえるであろう。しかし、昭和の激動期に入るに従って、大学における研究の姿は変化しはじめた。

日本における科学の制度化

廣重徹はその論文「日本における大学の理学部——その科学社会史的側面」という論文の中で、昭和期の大学における理系学部増設の経緯を、当時の日本政府の政策との関連から分析した。

昭和以前に理学部が存在したのは東大と京大と東北大学の三校に限られていた。昭和に入り、北大（昭和4年、1930年）、阪大（昭和8年、1933年）、九大（昭和14年、1939年）、名大（昭和17年、1942年）というように矢継ぎ早に理学部の増設が続いた。廣重は北大理学部と阪大理学部の設立の経緯を比較し、その両者の性格の違いを分析した。廣重は北大理学部設立要求の根底には、「もろもろの応用科学の基礎であり、そこにおいて諸科学の統一性が具現される基礎理学なくしては、総合大学は真に総合的たりえないという理念」[20081210, p. 213]があったという。ところが、これから4年後に設立された阪大理学部はこれとは全く性格の異なる経緯で設立したという。廣重によれば、それは「産業界が要求してつくりだしたのである。」[20081210, p. 214]阪大理学部を要求したのは、基礎研究との連携を希望した大阪医大（当時）と、基礎研究に裏付けられた技術発展を待望する大阪の産業界であっ

たという。当時、工業が欧米の模倣で汲々としているのに対して、理学分野では独創的な研究が進んでいることを産業界は見逃さなかった。阪大理学部の初代物理学教室主任は八木アンテナで有名な八木秀次（後の技術院院長）であるが、彼は物理学者ではなくて工学部出身の電気工学者であった。こうした人事もその設立の経緯を知ると納得できる話である。廣重が注目するのは、この昭和4年と昭和8年の間で、産業界の大学に対する影響力が大きく変化している点である。彼は、この時期に日本における大学の社会における位置づけは大きく変化したと分析した。産業の高度化にともなって、理系の専門家の育成を要求する声が大きくなり、これが大学理学部増設の形に変化を与えたのだ。そして、産業界の技術発展への待望はやがて軍事方面からの要請と結びついて、昭和10年代の研究動員へと発展していったというのが廣重の解釈である。

研究動員とは、日本が太平洋戦争を遂行するにあたり、軍事工業の拡大を目指した科学研究の国家統制のことを指す。第一次世界大戦が化学兵器、戦車、航空機を用いた総力戦となったのを受け、戦後に各国が有事のための総動員体制を構築していったが、日本もその例外ではなかった。大正7年（1918年）4月に軍需工業動員法が公布され、その実施期間として内閣に軍需局が設置された。ここは翌年5月には国勢院という官庁になり、軍需工業に関する調査をするとともに、軍需工業に関する研究に対して奨学金を出した。文部省が科学奨励金を始めたのが1918年であることを考えると、この奨学金は日本における最初期の科学研究助成の一つということが出来る。国勢院は大正11年に廃止され、それは農商務省（のちの商工省）に受け継がれた。その後、国家同動員体制を強化する要求が高まり、昭和2年（1927年）に内閣資源局が設立された。

資源局の目的は「戦時動員時における人的ならびに物的資源の統制運用計画の統轄、およびその計画の設定と遂行に必要な調査および施設の統轄をはかること」[20081210, p. 227]とされた。軍事問題ではなく、工業力の充実や、資源調査に取り組むことがその主な仕事であり、それを遂行していく過程で国内の科学研究施設の拡充を図る動きが出てきた。資源局は昭和8年（1933年）9月には「国家重要研究事項」なる40項目を選定し、これを内閣告示によって発表した。こうした動きが、大学における研究の動向にゆっくり影響を与え始めていくことになる。

資源局の動きとはまた別のところで、大きな役割を果たしたのが日本学術振興会（昭和7年12月28日設立、通称「学振」）である。この機関は研究助成を介して、日本の科学研究の振興を図ることを目的としたが、具体的には「学閥」の弊害を除くことが最大の目標であった。研究グループが大学ごとに孤立して、互いに牽制しあっていた当時の状況にあっては、大学間をまたいだ共同研究というものは行い難かった。この状況に風穴を開けたのが、学振の支給した「総合研究費」で、これは大学間の共同研究に対して与えられたものである。この導入によって、所属の異なる研究者どうしの交流と協力が広がっていくことになった。こうして「軍・官・民の壁をやぶって各界の科学者のあいだの協力体制をつくりあげる」[20081210, p. 235]という学振の目標はゆっくり実現されていった。この学振の動きに加えて、商工省の出した工業研究奨励金、発明奨励金などの科学研究助成が活発に行われたことで、科学研究を国家的に組織化する下地が築かれていったのであった。

もっと強力な科学研究統制への要望に応えるため、昭和10年（1935年）政府は内閣調査局を設置した。そこでは、実用化すべき技術案をまとめ、それを国内の各研究機関・大学にさせる体制を構築することが目指された。これが資源局と合併されて企画院が設立された（1937年）。この企画院において研究動員の基本方策が企画された。その成果に従って、昭和17年（1942年）技術院が企画院

より分離創設され、ここがその後の研究動員の中枢機関となった。企画院はその後、日本国内を統制経済体制に導く働きをし、技術院の方は科学研究の中央統制を実行した。両者は国家総動員体制の車輪の両輪であったということが出来るであろう。そして、こうした機関にあった考え方や人脈は戦後も絶たれることなく***、やがて経済企画庁と科学技術庁と名称を変えて、戦後の日本社会にも影響を与え続けていった[20081210, p.238]。

廣重は、俗世と関係なく真理の探究を目指すはずの理学部も、日本ではそうした位置づけを得られなかったという点を指摘している。阪大理学部設立には産業界の大きな影響があったし、その後設立された九大理学部や名大理学部などは科学の戦力化の要求の下に設立された。こうした科学の国家体制のもとでは、科学者集団の中でCUDOS的な気風は養いがたく、彼らがPLACE的な気風に傾くのは運命であったのではなからうか。日本における研究スタイルは、研究テーマを国家要請として受け入れ、請負的な研究することが主流とならざるを得なかったのではないだろうか。

原子力の平和利用に向けた科学者の意見

戦後多くの科学者たちは、自分達が研究動員体制に巻き込まれ、自らの主体性を見失っていたことを後悔した。こうした自己批判が生み出したのが日本学術会議である。これはGHQの指導の下、科学者たちが学術に関することは自分たち自身の事は自分たちで決めるという考え方のもと設立した。つまり科学に関する重要事項の審議および政府への答申・勧告を行う日本における科学者集団の代表機関として、この会議は設置されたのである。

利害を超越したところで、科学者集団が政府や産業界から独立して科学研究のあり方を議論する場を

*** ここで参照したいのは、戦中の科学動員の中心にいた宮本武之輔の思想である。宮本は、東京帝国大学工学部土木工学科を経て内務省の技官になった人物で、信濃川の治水工事を監督したことで有名である。彼は、理工系の学部の卒業生が、官僚機構の中で（待遇や出世の面で）冷遇されていることを問題視し、理工系出身の技官たちの地位向上のために活躍し、戦中の科学動員の総本山であった技術院の創設に尽力した。彼は、科学者や技術者を国家体制の中に組織化していく際のリーダー的人物であった。その人物の思想を知ることには意味があると思われる。

宮本は、戦争遂行のために科学者、技術者を協力させるためには、一種の「肅学運動」[19410000, p.124]が必要であると説いた。彼が問題としたのは、研究者（特に基礎科学や人文社会科学に従事する者）が持っている自由主義（研究の自由、学問の自由）の考え方であった。宮本自身の言葉を引いてみよう。「私は敢えて学の自由を否定する者ではないが、自由はこれを正しく行使し得るものにかぎって享有せしむべきである。総ての学は何等かの意味において、人類を裨益するかぎりにおいて意義づけられる。直接間接の別があり、また軽重の差があるにもせよ、毫末も人類に裨益することなき学は、その存在理由を持たない。人類の名においてこれを撲滅すべきである。学の自由を名として、これを庇護すべき理由は断じて成立しない。これが学の自由に対する第一の制約である。然るに人類が国家生活を営み、国家生活を外にしては、人類の生活を想像することを許さない現段階においては、学の自由は国家生活による当然の制約を蒙るのを当然とする。これが学の自由に対する第二の制約である。」[前掲書, p.55]彼の考えは、①役に立たない学問は存在理由を持たない、②学問の自由は国家による制約を蒙る、という二点に要約することが出来るであろう。

こうした思想が、戦前の科学技術政策の中心的な人物によって発表されたことには、歴史的な意味があると思われる。というのは、戦後この考え方が大きく改められた形跡は見当たらないのである。（技術院と科学技術庁の連続性については、[20090727, p.201]を参照のこと。）国家の役に立つということが、現在にも続く日本の科学技術者のエートスの核心部にあるとすれば、原子力発電所の事故のような不名誉な国策事業の失敗において、科学技術者がリスク情報につながる科学的知見を発表できなくなった理由にも納得がいく。

作ったという点を考えると、これは日本の科学者集団の中にCUDOS的気風が回帰した現象と見ることが出来るであろう。そして、この日本学術会議が戦後の日本の原子力研究の方向性について議論し始めたのは、サンフランシスコ講和条約（1951年）の発効後のことであった。

敗戦直後、日本では原子力研究は占領軍によって禁止され、この研究に関わる実験設備は廃棄されていた。しかし、核物理を専門とする科学者たちは、いつかこの研究を再開したいという希望を持ち続けていた。講和条約締結後、菊池正士や伏見康治といった学会の重鎮は、世界の原子力研究の進展に乗り遅れないために、日本でも原子炉建設を進めるべきであると主張した。そのために、欧米各国で設置が始まった原子力委員会を日本にも設置することを画策しようとした。

こうした学会の動きに対して、広島で被爆体験をした三村剛昂（広島大学教授）が反論を述べた。彼の主張は、日本が再び戦争状態に陥れば、原子力委員会が政治家に乗っ取られ、科学者たちは再び戦争協力させられる恐れがあるというものだった。従って、米ソの対立関係が緩和されるまでは原子力委員会の設置の勧告を日本学術会議が行うべきではないと結論づけた。

この意見は強い影響力をもち、この後、日本学術会議はこの問題について様々な議論の場をもつことになった。そして、昭和29年（1954年）の日本学術会議第17回総会において、原子兵器の研究が行われず、原子力が平和的にのみ利用されることを保証するために、（1）原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されること、（2）真に民主的な運営によって原子力研究がおこなわれること、（3）原子力研究は日本国民の自主性ある運営のもとにおこなわれるべきこと、という「原子力の三原則」と呼ばれることになる声明を発表したのであった[19601010, p. 219]。

しかし、この三原則は、その後の原子力政策に活かされることのないまま、ついに影響力を持つことはなかったのである。それは、原子力研究の主役が、科学者から政府と電力業界に変わっていったためである。

科学者の意見の封殺

昭和31年（1956年）が転機であった。この年の一月一日に原子力委員会が設置された。そして、電力業界と政界が原子力発電を国内に輸入するために本格的に動き始めた。原子力委員会設置後から四日後の一月五日、初代科学技術庁長官の正力松太郎は記者会見の場でアメリカとの間で「動力協定」を結び、五年以内に原子力発電所を建設したいと述べた。この発言に対して、原子力委員会の湯川秀樹らが強く反発したのだが、産業界からはむしろ支持の声が上がった。湯川らの考えは、「公開・民主・自主」の三原則に則って原子力発電に取り組むべきであるという事だった。つまり、原子炉の開発は日本の科学者・技術者が自主的に行うべきであり、他国からの技術移転に頼るべきでないということがその要点であったといえるであろう。他方で産業界は、こうした科学者たちの意見に従っていたのでは、原子力発電を開始するために膨大な時間がかかってしまうので、それを待っているゆとりがなかった。この産業界の意向は強まっていき、やがて原子炉を輸入するという動きに繋がっていくことになる。

原子炉の輸入

原子力発電に魅力を感じた産業界は、1956年の五月にイギリス原子力公社産業部長ヒントン（C. Hinton）を招いて講演会を開いた。彼はこの講演の中でコールダーホール型原子炉の売り込みを行った。これが功を奏して、正力松太郎原子力委員長がイギリスから原子炉を輸入したいと述べ、さっそく原子

力調査団がイギリスに派遣されることになった。

こうした政府や産業界の動きを牽制して、科学者たちは既成の原子力技術を単に輸入して運用することに危機感を表明した。1958年四月に開催された日本学術会議第26回総会における坂田昌一の言葉を少し長いが引用してみよう。

「…原子炉が未知の要素を含み、法則性的確にとらえられていない装置であり、放射能障害が通常の毒物による障害とは質的に全く異なった性格のものであることを正しく認識するならば、原子炉の安全性ととりくむためには、まず基本的観点を明確にすることから始めねばならぬことが理解できるであろう。何を測っているかわからぬような物指をつくり、それで測って安全だといって見たところで、それこそ観念論であり、国民をごまかすおまじないにすぎない。基本的な観点到立ち個々の問題にとりくんでこそ、はじめてどうすれば災害を防ぎうるかという実際に役立つ科学的な対策が生み出されるであろう。日本の学者には断片的な知識や末梢的なテクニクスだけを学問だと思ひこみ、そのよって立つ基盤を明確にする基本的な物の考え方が学問を学問たらしめる上に一番大切であることを忘れて人が多い。これはわが国の科学の植民地性の現れであり、外国の出来上がった技術を移入することに追われ、自分で創造した経験をもたぬことの結果だといえる。日本の科学技術の無思想性は学問の幫間性とも密接な関係がある。何故ならば学問を政治の従順な侍女としておくためには学問が思想をもつことは危険であったからである。」[19630228, p.154]

ここで強く主張されているのは「基本的な観点」の把握である。つまり、原子力発電の原理の把握と、その原理をふまえた装置設計を自主的に行うことが何よりも大切であるというのが彼の主張であった。それが災害を防ぐためにも欠かせないというのである。

この会議の場では、他にも様々な論点が提出されていた [19630228, p.155 ff]。

- ① 放射線障害について…放射性障害の特性を正しく認識すべきである。放射線障害は照射量がいかに少なくともそれに応じた影響が発生するので、通常の毒物に適用される「許容量」という概念は、放射線について用いることが出来ないのではないかと問題。
- ② 安全性について…(1) 原子力開発においては、安全性の保証が最優先されるべきである。(2) 安全性は科学的概念であると同時に「社会的概念」である。原子炉設置場所周辺の住民にとって安全性は重大な社会問題であることを認識することが必要である。(3) 原子炉の安全は、設計、運転、保守等の場面で、多くの人為的措置に依存していることを確認する必要がある。システムの運営に人間が関わらざるを得ないのであるから、ミスを生じさせない工夫を考えねばならない。
- ③ 設置条件について…原子炉設置に関する法令では、総理大臣に申請書を提出して許可が下りれば原子炉を設置できることになっている。設置場所それ自体が安全性の重要な要素であることを考えるならば、申請者が勝手な場所を選定するより前に、政府があらかじめ基本的な設置条件を提示する必要がある。そのためには全国にわたって設置可能地域の系統的調査を行うべきである。
- ④ 放射線障害防止について…「放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律」では、管理区域の境界までしか問題にしていけないので、これを外部にまで適用できるように改正するべきである。万一事故が発生した場合の補償についても法律を制定しておくべきであり、被害評価に関しては徳米の準備が必要である。

1958年の段階で、これだけの問題点が指摘されていたことには驚かされる。ところが、これらの問題提起は無視されてしまった。コールドーホール改良型原子炉の安全基準については、原子力委員

会の専門部会という形で「安全審査機構」（後の原子力安全委員会）を設置することになり、この人選は原子力委員会に委ねられることになってしまった。そして、上にみたような日本学術会議からの意見はそこに取り入れられることはなかったのである。会議を取りまとめていた坂田昌一は「原子炉の安全性は衆智を集めて十分に検討すべきものであるにもかかわらず、資料の公開が行われていないため、学術会議主催の討論会においても立ち入った議論が展開されなかった」[19630228, p. 173]と苦言を呈し、情報の公開によってひろく一般の批判を求めることが、原子力の安全性を高めると主張した。さらに坂田は、安全審査機構が原子力委員会の下部機構であることに問題があると指摘した。「設置者側と審査する側とのけじめが、ともすると不明確になったように感ぜられる」[19630228, p. 180]というのがその理由であった。こうした重要な指摘は、しかしながら活かされることなくどこかに霧散してしまっていたのだ。

日本学術会議は、原子力委員会に対してこれらとは別に、①事故時における公衆に対する緊急許容量の限界を、日本の実状に沿ってどのように決めるのか、②災害の解析を行うにあたっての基本態度はどうなっているのかを問いただしたのだが、この問いかけは1958年の十月十九日付で学術会議事務総長から科学技術庁原子力局長にあてて行われたのであったが、この文書は紛失されてしまったという。

学術会議が指摘した問題群のほとんど全てが、今回の福島原発事故の発生によってやっと一般の人々にも知られるようになったことを忘れてはならないであろう。原発事故の発生を用意したのは、原発導入の最初期で提起された問題群に真剣に取り組もうとしなかった政府や電力業界の態度にあったのではないか。実際にはこれだけ具体的な問題点が上がっていたのに、それらのほとんどが無視されて現在に至ってしまった事実について、現在私たちは評価することを求められているはずである。

三越で買ってきたラジオ

イギリスのコールダーホール改良型原子炉の導入が行われた後、商業炉としてアメリカのゼネラル・エレクトリック（GE）社とウェスティングハウス社から軽水炉が輸入されることが決まった。原子力を推進しようとする政界・産業界は、科学者集団の意見を無視して、既成事実を着実に積み上げていった。

同じように敗戦国として戦後復興を行ったドイツは日本とは全く違った道を歩んだ。彼らは、ウェスティングハウス社の軽水炉を徹底的に研究し、最終的に自前で「ビブリス型」と呼ばれる軽水炉を開発したのである。日本原子力界の草創期の中心的メンバーであった野沢礼吉（元東工大教授）は後に、「…西ドイツは、原子力予算の大半を軽水炉の研究・開発に投入した。人材も投入した。そして見事に国産炉をつくりあげた。それに対して日本はといえば、まるで三越からラジオでも買ってくるみたいに、アメリカから輸入して、ただ、いわれた通り動かしている。この違いだよ。ラジオと原子力とはちがう。それを研究・開発に金も人材も投入しなかった。この違いこそが大醜態を生んだのだよ。」[20110710, p. 119]と述懐している。関わった当事者ですら批判的に語らざるをえない形で原発の輸入が決まった経緯は何だったのだろうか。

田原総一郎の分析によれば、そこに働いていたのは電力業界と政府との間の原子力発電に関する主導権争いであった。戦中の国家総動員体制の下で、電力業界は一時的に国営とされた。戦後、GHQの解放要請によって、電力会社は私企業として再出発したのだが、この国有化の一件が電力会社にとって常にトラウマとなって残っていた。従って、二度と国家管理の憂き目にあわないために、官僚に隙を見せ

ないことが彼らの信条となっていた。そんな中、例えば経済企画庁長官の河野一郎の「原子力発電は、まだまだ不安的要素が少なくなく、危険も多いし、経済的にも採算がとれないはずである。だから、国家機関で経済性、安定性をたしかめながら、慎重に時間をかけて一步一步進めるべきだ」という発言を聞けば、電力業界は警戒感を強めざるを得なかった。「技術に不安的要素が残る」ということを認めれば、国に付け入る隙を与えてしまう、これは何としても阻止せねばならない、というのが電力業界の本音であった。通産省のある課長は皮肉っぽく次のように語ったという。「…われわれは、原子炉は不確定要素が多いの、資金と人材を思いきって投入して研究、開発すべきだと、やかましくいったのだが、電力会社側は猛烈な拒否反応を示し、いってみれば、われわれを排除するために、軽水炉はすでに完成した実用炉だといいはったのですよ。それなら勝手にやってくれということになる。ただし、完成した実用炉だということだから、国家から研究、開発費を出すわけにはいかないんですよ。」[20110710, p.120]

電力会社は、日本学術会議が指摘した重大な問題群を無視したわけだが、そこには大きな利権争いがあったということになる。二度と統制経済の犠牲になりたくないという強い思いが、「安全性」という最重要課題を蔑ろにする結果となってしまったわけである。そして、またアメリカ製の軽水炉に対する宗教にも似た「信仰心」が、そうした態度を後押ししたわけである。アメリカ製の軽水炉は完成している、危険性はない、という主張を通して、他からの意見を受け付けなかったわけであるから、その後電力業界はこの態度が間違っていたと認めるわけにはいかなくなってしまう。原子力の「安全神話」が生み出される要因は、すでに始まりのところで用意されていたのである。

三 戦後日本の社会規範と巨大技術

巨大技術を運用するためには、分業体制を確立することが欠かせない。技術が巨大化すればするほど、様々な技術要素を組み合わせなければならないし、そのためには各分野の専門家が力を合わせる必要があるからである。

しかし、この分業体制を確立することで、逆にシステムの全体像を掴むことがだんだん難しくなるという矛盾が生じる。このことは、災害や失敗の防止対策に取り組むとき、大きな問題となってくる。巨大技術の失敗は、様々な技術要素の小さなミスが重なって生じる場合が多い。したがって、安全性を確保するためには、巨大技術に関わる各部局からの「情報開示」が必須事項となる。巨大技術を管理する者が、各部局から情報を総合し、そこから安全性の確保にむけた判断を下すことが必ず必要となってくる。

原子力発電のような巨大技術の場合、この情報開示は広く公衆に向けても行わなければならない。なぜならば、一度災害が生じたとき、被害は発電所の敷地内に収まらないためである。広範な地域の住民が利害関係者に含まれる場合、巨大技術に関わる情報は、国家に対してだけではなく、発電所付近の住民、周辺自治体、さらに一般市民に対しても開示されるべきであろう。こうした情報開示があってはじめて万一の際の避難経路の検討などの対策を講じることが可能となる。

ところが、今回の福島原発事故では、日本では「情報開示」に対する意識が極めて低いという現実が明らかとなった。そもそも、原子力発電導入の段階で、危険性を指摘する声がたくさんあったにもかかわらず、それらの疑問に正面から応えてこなかったことも問題である。まず原子力発電の導入ありき、原子力発電所の増設ありき、であって、それを実行するために辻褃のあう情報だけが公共の場に開示さ

れてきた。そうした都合のよい情報を提供する裏で、しっかりとした災害対策が行われてきたのかといえば、それもなかった。損害賠償についても、原発導入以前から、そのスキームを定めておくべきだという指摘があったにもかかわらず、この問題は放置され、事故が起きたあと東京電力の大株主である三井住友銀行があわてて策定するという始末であった。

なぜ、日本において情報共有や情報開示がうまくいかないのでしょうか。最後にこのことを考えておきたい。この事故の被害規模を最小限に留めることが出来なかったのは、私たちの住むこの社会の規範意識がそもそもその理由の一つになっているはずだと仮定して、考察してみよう。

「世間」と「社会」

私たちが生きている社会は欧米の近代思想を土台に築かれている。日本国憲法が保障する人権概念などは、日本由来の思想ではなく、17世紀以降の欧米社会で定式化されたものである。自由で自律した個人が集まって、互いの利益のために自分の権利の一部を代表者に委譲し、彼らの統治権力を受け入れて成立するのが「社会」である。代表者の権限はあくまで委譲されたものであるから、代表者の行う政治に不満があれば、当然政府を打倒し新しい政府を樹立することが可能である。このような考えのもとに構築される社会は可変である。また、構成する一人一人の市民は、少なくとも形式的には、自らの意志で所属する社会のあり方を支持していることになる。不満があれば、意思表明を行い、仲間を集めて、新しい社会のあり方を世に問うことが自由に行われる。従って、西洋型の社会に所属している人間は、自分の社会をより良くする責任を負っており、積極的な政治参加が求められているといえるだろう。

はたして、明治政府樹立以降、日本人はこのような考え方をどれだけ自分のものとして受け入れてきたのであろうか。歴史学者の阿部謹也は、日本人は社会という概念を知識としては学んだけれども、未だにその社会の中に生活の基盤を見出していないと論じた。彼がキーワードとして持ち出したのは「世間」という概念である。世間という言葉を私たちは日常様々な場面で用いているのだが、阿部はこれこそが日本人の生活の基盤にある人間関係であると考えた。阿部によると「世間には、形をもつものと形をもたないものがある。形をもつ世間とは、同窓会や会社、正統の派閥、短歌や俳句の会、文壇、囲碁や将棋の会、スポーツクラブ、大学の学部、学会などであり、形をもたない世間とは、隣近所や、年賀状を交換したり贈答を行う人の関係をさす」[19950720, p. 16]という。日本人は、社会という大きな枠組みに自らを位置づけているのではなく、会社や同窓会のような、小さな準拋枠に自らを位置づけており、この小集団を阿部は「世間」と名付けたわけである。社会人類学者の中根千枝は、同じように日本人が帰属意識をもつ小集団を「枠集団」[19670216, p. 34]と名付けている。両者の分析は、重なる内容も多く示唆的である。この「世間」という枠組みは、直接接触的な人間関係であり、そこで円滑な人間関係を築くためには次のような二つの原理を知っておかなければならない。その一つは「長幼の序」であり、もう一つは「贈与・互酬の原理」である。長幼の序とは、年齢による立場の違いを明確化することであり、年長者を敬わねばならないという考え方である。また、年齢とは関係なく、所属集団へ入ることが何時許されたかによって、先輩・後輩の身分差が生じることもある。所属集団に長く居ればいるほど、その人物は下から敬われるのである。贈与・互酬の原理とは、対等な関係においては貰った物に対してほぼ相当な物を送り返すという原理である[19950720, p. 17]。この二つの原理を軸に排他的な小集団である「世間」が構成されている。世間は無数のサブシステムとして存在しており、相互に排他的でありながら、しかも一人の人間が複数の世間に属していることもありえる。

ヨーロッパにおいて形成された「社会」は、世間とは大きく異なっている。社会は改変可能な存在で

あり、そのような社会で成立する歴史意識とは、「社会現象を時間的契機において捉え、その推移に主体的にかかわりあってゆこうとする意識」[19950720, p. 148]である。しかし、世間に暮らす人々が意識する歴史的出来事とは、突然襲いかかってくる嵐のようなもので、戦乱なり政変なりが起きたとしても、ひたすらそれを受け流し我慢するしか対処法がない。変化に主体的に関わって、自ら歴史を構成しようという発想は最初から存在せず、世間に暮らす人々は歴史の傍観者であって、その参加者であるという意識は希薄である。世間に暮らす人々にとって、身近な人々との共存が常に最優先事項であり、自分とは縁遠い人々と自分を関係づけることは、感覚的にはとても難しいといえる。世間と社会のこうした違いを佐藤直樹は次の表のようにまとめた。

契約関係 個人の平等 個々の時間意識をもつ 個人の集合体 変革が可能 個人主義的 合理的な関係 聖／俗の分離 実質性の重視 平等性 非権力性	社会
贈与・互酬の関係 長幼の序 共通の時間意識をもつ 個人の不在 変革は不可能 集団主義的 非合理的・呪術的な関係 聖／俗の融合 儀式性の重視 排他性（ウチ／ソトの区別） 権力性	世間

なぜリーダー不在なのか

人々が世間に入るには資格認証が求められる。資格にはいろいろあり、姓やうまれた地域など、本人の努力ではどうしようもないような資格から、学歴や職歴など、本人が人生の中で獲得する資格もある。ひとたびある世間に入ることが認められると、その後はその世間に入った順番が何より重視され、その順番に従って権力構造がつくられる。長幼の序が何よりも重視されるわけである。このようなしくみの

中で、長となる者はその実力や能力が認められるというよりは、長くそこに所属してきたからこそ認められるのである。企業などでは「年功序列」という言葉が用いられてきたわけだが、企業のみならず家庭や学校など、私たちが人生で通過する様々な小集団のどこをとっても長幼の序という権力関係が浸透しているといえるであろう。このような仕組みの中では、上に立つものは強力なリーダーシップを発揮するようにトレーニングを受けることはない。彼らの役割は年長者として世間の和を保つことである。従って、もし小集団の長が属する世間の和を守るために、大集団のルールを犯したとしても、そのことで個人として責められることはない。少なくとも小集団が防波堤となって彼を守ってくれるのである [20090713, p. 46]。だが、もし大集団からの圧力が強く、このままでは小集団それ自体が大集団の中で村八分に陥る可能性が出てくる場合、小集団の長は弾劾されてしまうことになる。こうした場合、小集団のリーダーは「何でオレだけが…」という感想をもつ。自分が長をやっているのは、順番が回ってきたからであり、なんで自分が長をやっているときに、問題が発生してしまったのかというのが率直な感想になるのであろう。小集団の長として、世間の和を守るためにルールを破ったのであって、私利私欲で破ったわけではないというのが当事者の意見となる。世間の権力構造のあり方を考えると、ルール違反という問題は、大集団の文脈で考えれば悪であるが、小集団内部からみれば善ということになるのである。このような体制の中では、責任の主体が曖昧になり、何かを失敗した時にも、誰のどのような判断が悪かったのか明確に措定することが難しくなる。

官僚機構という名の世間

世間が排他的であり、そうした小集団が個々に他を牽制しながら存在しているとすると、日本人が世間と世間の間をつなぐ横のつながりを作ることは大変難しいということになるであろう。それでは、世間と世間をつなぐ公共空間は存在しないのであろうか。江戸時代まで「公共」と同じ意味で使われていた「公儀」という言葉がある。この言葉を辞書で調べると、「公的な事柄」という意味の他に、「朝廷、幕府、お上」という意味が出てくる。つまり、かつて江戸時代までは、公共に関わること＝お上であったという事が出来るであろう。世間からみれば、世間と世間の関わりに関する事は、「お上」が決めることであり、自分達にとってはいわば外の出来事であったということになるだろう。明治維新以降、この「お上」の役割を果たしたのは官僚機構である。彼らに特権的な地位を持たせるための様々な制度が、近代日本のシステム設計の中に組み込まれていたのである。

まず、西洋由来の人権思想に制限が加えられていたのだが、そのことが明確に分かるのは大日本帝国憲法の以下の条項である。[20110210, p. 113]

第 27 条 日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルハコトナシ

(2) 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ニ定ムル所ニ依ル

第 28 条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第 29 条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

日本人の権利や自由について述べた箇所には、つねに「法律の範囲内に於いて」の一文が加えられてお

り、これにより国民の人権を法律により制限する道が確保されたのであった^{†††}。民主主義が普及することで、国民の人権意識が高まった場合、何らかのブレーキをかける仕組みが最初から準備されていたというわけである。

また国会議員は、政府の提出する予算や法案について審議する権限を与えられていたわけだが、彼らの発言力が強まることは、政府にとって不都合であった。従って、国会の力を弱めておく必要もあった。ここでまた大日本帝国憲法の条文を確認しておこう。[20110210, p. 107]

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

この第9条が、政府の国会に対する優越を決定的なものにした。この第9条は「勅令」という超法規的な命令の存在を規定している。政府は、勅令という天皇からの直接命令の形式をとって、天皇の権威を利用しながら、超法規的な指示^{†††}を乱発する権限を得たのだった。天皇の命令は国会の干渉を受けることがなかったので、政府は自分たちの計画を容易に実行することが出来たのである。

リーダー達が国会に求めたのは政府に対する「承認」のみであった。国民が自らの手で政治的権力を行使することは、リーダー達の求めるところではなかったのである。それならば、最初から国会など作らねばよかつたのではないかと考えるむきもあるかもしれない。しかし、当時国外に対しては、日本が民主主義体制をとっていることを宣伝する必要があった。民主主義体制をとることは、日本に西洋文明が根付いたことをアピールする上で非常に有効であったのだ。国際社会で日本が承認を受け、一定の地位を得るために、民主主義的な制度改革は必要なことであった。

明治のリーダー達は、自分たちの手足となって働く国家官僚を保護し、彼らに特別な地位を与えるために大日本帝国憲法にさらに次のような条文を書き加えている。[20110210, p. 107]

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

この条文により、国家官僚と軍人は天皇の保護下におかれ、人事や俸給に関して、国会や世論の干渉を受けることがなくなった。したがって、この条文が新生日本に新しい特権階級を生み出したといえることができる。

勅令の名を借りた立法権と、天皇による保護を得て、官僚は勢力を強めていった。彼らは自分達の特権を「超然主義」とよび、政府が世論や議会の統制を受けないという立場を明確にした[20110425, p. 85]。

†† 実際には、様々な法律が、国民の自由を規制した。その中でも悪名高いのは戦前の軍国主義体制を強化した「治安維持法」である。

††† 天皇の命令という形で国民に与えられた超法規的な指示として有名なのは「教育勅語」である。これは、日本人が従うべき社会規範について述べたもので、武士の倫理観の中でも特に重要な忠義の思想を国民全員に求める内容であった。明治以降、国民は小学校で教育勅語を暗唱することを求められ、それができない児童には体罰が待っていた。教育勅語には①孝行②友愛③夫婦の和④朋友の信⑤謙遜⑥博愛⑦修学⑧習業⑨智能啓発⑩徳器成就⑪公益世務⑫遵法⑬義勇の12の徳目を重視することが求められている。

そして、1881年には「官吏侮辱に関する特別の罪」を定めて、人民を威嚇した。人々は官吏を批判しただけでも厳罰に処せられることになったのである^{§§§}。

大日本帝国憲法によって保護されていた官吏たちは、公務の名のもとに行った行動に対してはほぼあらゆる責任を免れた。消防自動車は、公務においては何人撥ねても責任を問われることが無かったし、帝国大学の医師は手術中にたとえ故意に人を殺したとしても咎められることはなかったのである [19670520, p. 54]。

しかし、これだけの特権を持っていた官僚機構であっても、それがリーダーシップを発揮して世間と世間の間をつなぐ「公儀（公共）」の基盤をつくり、それを先導していたというわけではない。意識においては、官僚たちもまた世間を生きていたのだということが、第二次世界大戦の敗戦ではっきりしたのだ。東京裁判の際、駐独大使であった大島浩中将は検察官から三国同盟に賛成していたのかと問われて、「それが国策としてきまりましたし大衆も支持しておりますから私ももちろんそれを支持しておりました」 [19640530, p. 107]と答えたという。この答えの中には、自ら現実を作り出すことに寄与しながら、実際に現実が作り出されると、それが他人事のように感じられるという、世間を生きる人間の姿が浮かび上がってくる。世間を生きる人間にとって、歴史や社会は世間の外の出来事であり、そこに自らが責任をもって関わることが出来ないのである。官僚機構の中核にいる人間も自らの世間を生きており、決して社会の行く末に責任をとろうとしたわけではないし、またそもそも現実的なのは身近な世間だけであって、その外に対する責任の取り方も分からなかったのではないだろうか。

1940年体制

官僚機構は敗戦とともに大きく変わったということが、戦後に新しい日本社会を構築する中で強調されてきた。確かに内務省は解体され、軍部も消滅した。しかし、大きな枠組み、つまり小集団として様々な世間が存在し、彼らが公に関わることを、「お上」という小集団に全て委託して彼らに頼るという枠組みは、戦後も全く変わらなかったのではないだろうか。例えば、「公」に関わることは「お上」である官僚機構が決定するという特権意識は健在である。高木仁三郎は、政府の原発行政を批判してより健全なエネルギー政策を提案する場としてNPO法人を立ち上げようとした際、役人から政府のすることを批判する組織を公に認めるわけにはいかないと申請を断られたという。高木は「役人たちは、公益性を定義するのは国家の側であり、国家の役人がやっていることが公益に則することであって、民間の人間がこれに異を唱えるのは公益に反するというのを、ほとんど無前提に言う」 [20001220, pp. 119-120]と批判した。公益というものは、生活する私たち一人一人に関わる重要事項であり、これに生活者である私たちが意見を言うのは当然のような気もするが、日本においては今述べたような大きな枠組みが存在するので、「お上」以外の人間が公益を口にすると批判される可能性があるわけである。

この大きな枠組みは、日本が太平洋戦争に突入する前後あたりで、急速に制度としての枠組みを持った。経済学者の野口悠紀雄は、この制度的枠組みを「1940年体制」と呼ぶことを提案している。1940年体制とは、20世紀初頭の経済的混乱の影響を免れたソ連やナチス・ドイツを模範として、官僚機構が導入した統制経済体制のことを指す。その主体であった革新官僚と呼ばれた経済官僚たちは、自由主義経済体制を否定する思想を政策に反映させた。その代表格が「電力国家管理法案」であった。

§§§ 当時、国民之友記者が「封建社会を区別したる治者と被治者は依然として新日本の社会を区別せり。旧日本には武士の階級あり、新日本には官吏の階級あり」と報じている [20071122, p.158]。

その思想は所有と経営の分離というものであった。「民有国営なる国家管理の新方式は、かかる社会的背景において、国策の要求に促されて、発案せられたものである。これによれば、国有国営の場合に見るがごとき公債の増発を要せず、拡張計画において議会の制率を受けず、その経営活動において会計法の制約を蒙らず、あえて官吏の増員を要せず、また面倒なる国家報償の問題も生じない」[20101223, p. 49] というのが、この法案の狙いであったという。本来、企業はその所有者が経営を行うことが保証されるのが私有財産制の大義であった。この法律は、電力会社を所有しているわけではない国家がその経営を行うことを可能とするものであったのだ。国営にすれば、予算を通す際に国会からのチェックがあるが、民有国営ならばその心配もなく、国が自由に経営を行うことができ、また民有であるがゆえに公務員の数を増やす必要もない。統制を行う上では、これ以上ない内容であった。

戦前までは官の領域と、民の領域は明らかに分けられており、互いにその領域を侵すことはなかったのだが、この統制経済体制の導入により、両者の境界はなくなっていった。金融、土地、財政制度などの様々な領域で官僚による統制がはじまった。また戦時期の賃金統制の導入によって、「年功序列賃金体系」や「終身雇用制」などの日本型企業の枠組みが形成された。さらに、戦時期につくられた「統制会」と呼ばれる業界団体が、現在でも様々な形で残っている業界団体の母体となった。これらは官僚が経済活動に干渉する際の道具として機能し、また官僚達の天下り先ともなっていたのである[20101223, pp. 7-12]。さらに、総力戦体制下の生産で、企業は自前で全ての製品を作ることを諦め、下請け企業に部品を発注することが始まった。こうして「系列企業」体制も、この1940年代に始まっているのである。野口は、こうした1940年体制は、戦後も続き、日本の高度経済成長を支える働きをしたと分析している。

原子カムラの由来

原子力発電の導入は、このような1940年体制の延長下で行われた。この体制は、官僚による経済統制を基軸とする社会であった。当然、戦時中の統制に対する反発は経済界の中に強くあり、最初に見たとおり軽水炉の輸入については東京電力が原子力部門に国家介入の余地を残さないことを目的に行われたのであった。このような官と民の間の相克は局所的には生じたわけであるが、戦後復興という大目的を共有する両者は、互いに手を取り合って進んできたということができよう。

原子力発電を推進することで何らかの利益を得ようと集まった人々が構成する、官と民の連合体である「原子カムラ」の住民たちは、主に四つの動機に支配されていたと見る事が出来るだろう。それは次の四つである。

- ① 潜在的核保有国でありたいという動機
- ② 国家の威信を保ちたいという動機
- ③ 収益を上げたいという動機
- ④ 研究費を獲得したいという動機

①に関しては、1968年11月20日付の外務省「外交政策企画委員会」での発言からうかがい知ることができる。この委員会で、官僚たちは次のような意見を述べていた。「(日米) 安保条約は永久に続くわけではない。安保条約がなくなったら国民感情は変わるかもしれない。その時に(核拡散防止条約から) 脱退して核兵器を作れと国民がいえば作ったらいい(仙石敬軍縮室長)」、「高速増殖炉等の面で、すぐ核武装できるポジションを持ちながら平和利用を進めていくことになるが、これは異議のないとこ

ろだろう (鈴木孝国際資料部長)、「現在日本が持っている技術で爆弾一個作るには、半年～一年半ぐらいあればいいと言われる。起爆装置もその気になれば半年～一年ぐらいでできるのではないか (矢田部厚彦科学科長)」、「(一九)八五年までに日本は核兵器国となっている (矢田部課長の討議資料)」[20110720, pp. 104-5]。ここで述べられたことは国の政策として公開されてきたわけではないが、原子力技術が核兵器の双生児であることを考えれば、原子カムラのメンバーの中に日本を「潜在的核保有国」に仕立て上げたいという一派がいたと考えることは無理な事ではない。

②は、戦後の日本経済を牽引したと自負する通産省・経済産業省の産業政策立案者たちが持っていた動機である。彼らは、まるで子供がおもちゃをほしがるように、あの産業が欲しいと思えば、それを日本産業のメニューに加えてきた。そして彼らが欲しがったものは、第一に他の先進諸国がすでに持っている産業で、産業国家としての力強さを象徴するような産業であり、第二に国内でも国際的にもニューズ・バリューを持つ産業であった。戦後の産業政策とは、戦中の国家総動員体制の延長に存在してきたもので、官僚たちは、日本を国際社会において「世間並み」にすることを主眼において、新しい産業の導入を推進してきたのである。その代表的なものは、鉄鋼、機械工業一般、電機、海運、造船、空運、石油化学、航空機、コンピューター、I C、そして原子力であった[20111020, p. 60]。

③は原子カムラを中心に位置していた電力業界が持っていた動機である。彼らは、国策として進められた原子力発電開発の協力者であったが、もちろんボランティアではなかった。彼らが求めたのは、私企業としての電力会社が当然要求する権利を持つ「収益」だった。

④は、原子カムラに属する様々な研究機関、大学で働く科学者や技術者が持っていた動機である。これまで見てきたように、日本の科学者・技術者は昭和初期あたりから、国の科学動員体制に巻き込まれ、それに慣れきってしまった。もちろん日本学術会議などは、科学者がそうした制度から独立することを目指したのだが、多くの科学者・技術者は、むしろ原子力推進という国策に投下された資金を目当てに原子カムラに集まっていったのである。

広瀬と明石によれば、原子カムラの主なアクターは、文部科学省 (旧科学技術庁) と経済産業省、電力業界、マスコミ、放射線医学総合研究所、原子炉メーカー (東芝、日立製作所、三菱重工)、大学 (東大工学部、東工大原子炉工学研究所、京大原子炉研究所) などである[20110720, pp. 90-1]。これらは相互に補いあったり、反発しあったりしながら、外部に対しては結束して互いを守り合ってきた集団だといえる。

この集団の資金源となっているのは、主に研究費として支給される国家予算と電力業界からの投資ということになるだろう。この中でも特に大きかったのは後者である。電気料金は、公共料金として価格が法律で決定される。そしてこれらは半ば税金のように徴収されるものである。電力事業者は地域の独占企業なので他社との価格競争が存在せず、発電所を稼働させていけば毎日自動的に膨大な収入を得ることができる仕組みを持っているのだ。

この電気料金を定める法律が「電気事業法」で、その第十九条二項一は「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」という内容である。分かりやすく見ると、

総括原価 = 原価 + 適正利潤

であり、この総括原価を電力需要量で割ったものが電力料金ということになる。ここで適正利潤と書かれた項目の内訳はどうなっているのだろうか。

適正利潤 = レートベース (電気事業固定資産 + 建設中資産 + 核燃料資産 + 特定投資 + 運転資本 + 繰延

償却資産) × 報酬率 3 %

上記のように、適正利潤とは、電力会社が持つ資産に 3 % を掛けた金額となっている。つまり、電力会社は設備投資に金額を投下すればするほど、適正利潤の値を増やすことができるわけである。従って、収益を求める電力会社にとって、設備投資に膨大な金額がかかる原子力発電に参入することは大きな魅力であった。もっと言うと、官僚達がつくった電気事業法は、電力業界を原子力産業に誘い込む呼び水となったということだ。[20111121, pp. 64-6]

ところが、この法律だけでは電力会社は二の足を踏んで原子力カムの住人にはならなかっただろう。なぜならば、原子力発電には大きなリスクがともなうからである。一度、事故が発生すれば、そこで発生する損害賠償金額は一企業が背負える金額を大幅に超過してしまう場合もあるだろう。そのような大きなリスクを伴う産業に、私企業が易々と参入するわけがないのである。そこで、もうひとつの法律が必要となった。その法律が「原子力損害の賠償に関する法律」(以下では原子力損害賠償法と略記する)である。

この法律は、まず原子力発電所を設計した GE やウェスティングハウス社を保護する内容となっている。つまり、原発事故が発生したとしても、その責任を負うのは原発を運営している日本の電力会社であることが明記され、また原発事故の際には製造物責任法の規定が適用されないことも明記されている。GE やウェスティングハウスに責任が発生するのは、事故による損害が彼らの「故意」により発生した場合だという。設計ミスのような過失の場合は、彼らの責任を追及することができない仕組みが最初から用意されているのだ。

原子力損害賠償法は、まず原発の製造元を保護した上で、日本の電力事業者に対しては無過失責任を課す内容となっている。すなわち、原発事故で発生した損害に関しては電力会社が全て補償しなければならないのである。ところが、免責条件が明記されている。その内容は、①事故の発生が異常に巨大な天災地変、社会的動乱によって発生したとき、また②損害が電力会社のあらかじめ用意していた賠償措置額(千二百億円)を超過したとき、である。つまり、「想定外」の天災による事故ならば、電力会社に賠償義務が発生しないのであり、また賠償義務が発生したとしてもその上限が決まっているのである。

この法律が事故発生時に生じる損害賠償額の上限を定めているおかげで、電力会社は原子力産業にやすやすと参入することができたわけである。今回の事故発生時に、記者会見する電力会社のスポークスマンに緊張感が感じられなかったのも、この法律が自分たちを保護してくれるとあらかじめ分かっていたからであろうか。

さて、損害賠償額の超過分は誰が支払うのであろうか。この法律では、国の措置についても書かれている。法律は、「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」と明記している。ところが、ここで援助の対象が被害者ではなく、原子力事業者になっていることに注目しなければならない。しかもこの援助は義務であると明記されていない。援助するか否かの最終決定は国会に託され、法律は規定していないのである。つまり、損害の全てを国が負担するとはどこにも明記されていないのだ[20111020 第4章]。

この法律の問題点は民法学者の我妻栄によって早くから指摘されていた。我妻はこの法律の思想が「私企業が第三者に損害を及ぼした場合に被害者に対して国が賠償する責任を負う、ということは、現在の法律制度では、他に例もなく、理論としても許されることではない。国策の上から原子力事業を助成する必要があれば、国は助成・援助することは、さしつかえない。だから賠償をするために企業がつぶれ

るなら、国は資金の斡旋もし、場合によっては助成金も支給する。…その場合にも、主たる目的は企業の助成であって、被害者の保護であるべきでない」[20111020, p. 160-1]という内容になっていると言って批判した。原子力賠償法を丁寧に読むと、名目だけは無過失責任を謳っているながらも、実際のところは電力会社の保護が第一の目的となっているのだ。

ここまで手厚く保護するくらいならば、原子力産業それ自体を最初から国営事業にすればよかったですはないかとも言えるが、その形式は取られなかった。なぜならば、その場合は事故発生時の責任が明確に国のものになってしまうからだ。これを避けるために、あえて「国策民営」という形式が採用されてきたと考えることができるだろう。私企業の失敗を、国が全面的に補填するのは理論的におかしいとした上で、国策で事業をしているのだから損害賠償の支払いで倒産させるわけにはいかないとして、事業者の方は保護する。ここできり捨てられているのは、国民の安全や健康である。

「世間」では巨大技術を運用できない

このような法整備体制の中で、原子力発電に関わる電力会社、官僚機構、大学の間で癒着がすすみ、形成されてきたのが所謂「原子カムラ」だった。「原子カムラ」とは安全性を無視することで成立する利権集団だったのである。そのような集団にとって恐ろしいのは、安全性を疑問視する声であった。彼らは、原子力を推進するという点で利害が一致しており、互いの利権を守るために外部からの様々な意見を排除してきた。これまで見てきたように、原子力導入の前段階では、日本学術会議が原子力技術に関する懸案事項を具体的に提出していたにも関わらず、これを無視して強引に原発の導入を決めてしまった。そして原発導入以降は、それが「絶対に安全」であるという安全神話を専門家の声を通じてばらまいてきたのだ。彼らは、自分の属する原子カムラという世間の利益を利害関心の中心に据えて政策や行動を決定してきたのであり、「社会」という大集団を利害関心の第一に持ってこなかったということは明確だろう。

原子カムラの中では、科学的データや科学的説明すらもその力を発揮することができなかった。異論は議論されないまま、うち捨てられ、安全性を高めるための措置を講じることも叶わなかった。例えば、地震学者の島村英紀は、従来の地震予知システムの不備を指摘したのだが、その後、不可解な理由で逮捕され有罪判決を受けた。この一件を「国策逮捕」と指摘する声もある。島村は「お役人自身は「国益」のために働いていると思っている。しかし「国益」は多くの場合、省益に矮小化されてしまう。お役人にとっては、大事なものは自分たちは間違えないという面子や、自分の属する省庁の「省益」であって、国民ではないのだろう」[20081114, p. 370]と感想を述べている。

求められたのは、原子カムラという世間の和であった。高木が「議論なし、批判なし、思想なし」の「三ない主義」[20001220, p. 39]と批判した風潮は、長幼の序を重んじる世間の原則からみれば当然の帰結だったというべきなのだろう。彼らは、アメリカ製の軽水炉は優れていて安全だと外部に対して宣言し、それを自らも信仰して、自分たちで作った安全神話の中で批判精神を失っていったわけだが、結果的にはこれが事故を準備したと言えるし、また事故後の対応策をまったく準備してこなかった原因となってしまったわけである。

相互に排他的なサブシステムからなる社会システムの中では、これらのサブシステムを横につなぐ仕組みを持つ事が難しい。しかし、原子力発電をはじめとする巨大技術を運営する場合、これがなければ危険性は増すばかりである。各部局で小さな失敗が生じたとしても、その情報が共有されずにいれば、他の失敗と連動してより大きな失敗が発生する可能性が高まる。巨大技術を運営するためには相互に監

視する体制が不可欠なのである。

日本人は社会ではなく世間を生きており、これは前近代的であるから改めなければならない、とこのように主張することはたやすい。しかし、こう主張したところで、日本社会が急激に変化するとは思えない。このような主張はすでに敗戦後各方面でなされたのである。重要なのは、問題として抽出された「横のつながり」をどうやって構築するのか具体的に考えることである。学閥や企業閥や省庁閥の利害に影響されない横のつながりを作り、そこで情報共有をする仕組みを作らない限り、巨大システムの失敗はこれからも起こりえるはずである。

まとめ

本章では世間という概念をつかって、日本のような社会システムを持つ国が巨大技術を管理運営していくことの危険性について考察してきた。私たちは、一般社会よりも、自分に身近な世間を優先して生きている。しかし、原発災害のような巨大大事故が発生したとき、その利害関係者は自分の世間の中だけに留まらないのである。この悲劇的な事故を契機として、私たちは所属する小集団の外側にある大集団（＝社会）に対しても積極的に参加していかなければならないことを痛感したのではないだろうか。「公共＝お上」という発想で、公に関することを全て官僚機構やその配下の大企業に丸投げにすることは、もう二度としてはならない。この事故で分かったことは、彼らは「公共」を代表し、「公益」を中心に考え行動するのではない、ということではなかったろうか。彼らは公益の中でも最大の関心事項である安全性を犠牲にしてきたのだ。原子力事業を日本に導入するにあたって、公共を犠牲にする思想が法律の中に巧みに組み込まれていたのだ。官僚機構の住人もまた小集団としての世間を生きているのであり、我々の期待しているような公共を代表する人々ではないのだ。彼らもまた、私たちと同じように自分の所属する組織の利益を中心に考えて行動しているにすぎない。残念ながら、今のところこの国の「公」を、真の意味で考える主体はいないのだ。

自分や自分の所属する小集団の利害を超えたところで、「公益」を真剣に考えることは、社会に属する私たちの勤めである。今、まず優先しなければならないことは、かく部局が持っている情報を開示させることだ。私たちは、開示された情報を冷静に受け止め、それを正しく分析できる人々に託さなければならない。これまで、原子力発電の危険性を指摘してきた科学者がこの役割に適任であろう。彼らが中心となって事故調査や今後の事故対策を進めていけるようにするために、我々は声を上げていく必要があるのではないだろうか。

科学者や技術者が、CUDOS的な気質を涵養する場を構築することも必要である。昭和初期から、日本の科学者や技術者は国家統制の体制の中であんじがらめになってきた。科学者がPLACE気質を持つ事で、企業や国家が競争力を高めてきたことは否定しないが、問題が「安全性」に関わるとき、科学者や技術者はCUDOS的な態度を優先させ、知識を共有物として一般社会に提供する義務がある。このメッセージを、これから科学者や技術者になる人たちに明確に伝えていく事が不可欠である。

市民として、消費者として、私たち一人一人も何が出来るのか考えていくべきである。市場経済システムにおいては、商品の購入は一種の投票行為ともいえる。ある商品を購入することは、その商品の生産を支えるシステムそのものを承認していることになってしまうのだ。私たちは電力を定額で購入して

きた。そして、はからずもそうすることで原子力発電事業に承認のサインを出してきたのだ。これからは、私たちが何を選ぶのかが、広く社会のあり方を選択していくのだということに自覚的にならなければならないであろう。

世代を超えた影響が予想される放射性物質による被害を最小限に抑える努力も、今すぐに始める必要がある。世間と世間をつなぐ横のつながりを構築し、専門家が独占している情報を非専門家にも共有できるようにし、その情報を市民同士が広めよう努力をすることが大切である。

一人一人が「公益」を守る主体となる覚悟を持たなければ、その結果として我々の愛する、美しい自然も、身近な人々との人間関係も、そして未来世代の健康も、もろくも失われてしまうのだ。私たちはこの福島原発事故を機会として、今一度近代国家としての日本の仕組みの根幹に立ち返り、自分と自分が大切にする人々を守るために、「社会」を再構築していかなければならないだろう。

文献表

- 19410000 宮本武之輔, 『科学の動員』, 改造社, 1941年
- 19410530 「科学技術新体制要綱解説 科学技術の低位打破 科学能力を集中動員」, 中外商業新報, 1941年5月30日
- 19420500 松前重義, 『大東亜共栄圏の建設と技術体制』, 財団法人世界経済調査会, 1942年
- 19601010 廣重徹, 『戦後日本の科学運動』, 中央公論社, 1960年
- 19610910 ロバート・K・マートン, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳, 『社会理論と社会構造』, みすず書房, 1961年
- 19611120 丸山眞男, 『日本の思想』, 岩波書店〈新書〉, 1961年
- 19630228 坂田昌一, 『科学と平和の創造』, 岩波書店, 1963年
- 19640530 丸山眞男, 『現代政治の思想と行動』, 未来社, 1964年
- 19650615 廣重徹, 『科学と歴史』, みすず書房, 1965年
- 19670216 中根千枝, 『タテ社会の人間関係』, 講談社〈現代新書〉, 1967年
- 19670520 川島武宜, 『日本人の法意識』, 岩波書店〈新書〉, 1967年
- 19680720 宇井純, 『公害の政治学 一水俣病を追って一』, 三省堂, 1968年
- 19900210 百瀬孝, 『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』, 吉川弘文堂, 1990年
- 19920319 新藤宗幸, 『行政指導—官庁と業界のあいだ—』, 岩波書店〈新書〉, 1992年
- 19940415-01 カレル・ヴァン・ウォルフレン, 篠原勝訳, 『日本／権力構造の謎 (上)』, 早川書房, 1994年
- 19940415-02 カレル・ヴァン・ウォルフレン, 篠原勝訳, 『日本／権力構造の謎 (下)』, 早川書房, 1994年
- 19950530 後藤孝典, 『ドキュメント「水俣病事件」 沈黙と爆発』, 集英社, 1995年
- 19950710 百瀬孝, 『事典 昭和戦後期の日本 占領と改革』, 吉川弘文堂, 1995年
- 19950720 阿部謹也, 『「世間」とは何か』, 講談社〈現代新書〉, 1995年
- 19960821 佐々木力, 『科学論入門』, 岩波書店〈新書〉, 1996年
- 19980520 桜井哲夫, 『〈自己責任〉とは何か』, 講談社〈現代新書〉, 1998年
- 19980725 米本昌平, 『知政学のすすめ—科学技術文明の読みとき』, 中央公論新社, 1998年
- 19990920 高木仁三郎, 『市民科学者として生きる』, 岩波書店〈新書〉, 1999年

- 20000210 ラングドン・ウィナー, 吉岡斉・若松征男訳, 『鯨と原子炉』, 紀伊國屋書店, 2000年
- 20000620 佐々木力, 『科学技術と現代政治』, 筑摩書房〈新書〉, 2000年
- 20001220 高木仁三郎, 『原発事故はなぜくりかえすのか』, 岩波書店〈新書〉, 2000年
- 20010620 阿部謹也, 『学問と「世間」』, 岩波書店〈新書〉, 2001年
- 20011214 佐藤直樹, 『「世間」の現象学』, 青弓社, 2001年
- 20021213 廣重徹, 『科学の社会史(上)』, 岩波書店〈現代文庫〉, 2002年
- 20020214 廣重徹, 『科学の社会史(下)』, 岩波書店〈現代文庫〉, 2003年
- 20020330 新藤宗幸, 『技術官僚』, 岩波書店〈新書〉, 2002年
- 20030220 ボーエン・C・ディーズ, 笹本征男訳, 『占領軍の科学技術基礎づくり 占領下日本 1945～1952』, 河出書房新社, 2003年
- 20040120 阿部謹也, 『日本人の歴史意識』, 岩波書店〈新書〉, 2004年
- 20060215 ジョン・ザイマン, 東辻千枝子訳, 『科学の真実』, 吉岡書店, 2006年
- 20061230 阿部謹也, 『近代化と世間—私が見たヨーロッパと日本』, 朝日新聞社〈新書〉, 2006年
- 20070730 日本マス・コミュニケーション学会, 『マス・コミュニケーション研究 第71号』, 学文社, 2007年
- 20071122 家永三郎, 『日本道徳思想史』, 岩波書店, 2007年
- 20080220 新藤宗幸, 『行政ってなんだろう』, 岩波書店〈ジュニア新書〉, 2008年
- 20081114 島村英紀, 『「地震予知」はウソだらけ』, 講談社〈文庫〉, 2008年
- 20081210 廣重徹, 『近代科学再考』, 筑摩書房〈学芸文庫〉, 2008年
- 20090713 中根千枝, 『タテ社会の力学』, 講談社〈学術文庫〉, 2009年
- 20090727 武安義光・大熊健司・有本建男・國谷実 『科学技術庁政策史 その成立と発展』, 科学新聞社, 2009年
- 20101223 野口悠紀雄, 『1940年体制 さらば戦時経済』, 東洋経済, 2010年
- 20110210 『英文対訳 日本国憲法』, 筑摩書房〈学芸文庫〉, 2011年
- 20110425 北岡伸一, 『日本政治史—外交と権力』, 有斐閣, 2011年
- 20110610 大沼安史, 『世界が見た福島原発災害—海外メディアが報じる真実』, 緑風出版, 2011年
- 20110710 田原総一郎, 『ドキュメント東京電力 福島原発誕生の内幕』, 文藝春秋, 2011年
- 20110720 広瀬隆・明石昇二郎, 『原発の闇を暴く』, 集英社〈新書〉, 2011年
- 20110730 飯田哲也・佐藤栄佐久・河野太郎, 『「原子カムラ」を超えて』, NHK出版, 2011年
- 20110910 山岡淳一郎, 『原発と権力—戦後から辿る支配者の系譜』, 筑摩書房〈新書〉, 2011年
- 20110930 吉岡斉編, 『[新通史] 日本の科学技術 第1巻』, 原書房, 2011年
- 20111019 高木仁三郎・関曠野, 『新装版 科学の「世紀末」 反核・脱原発を生きる思想』, 平凡社, 2011年
- 20111020 竹森俊平, 『国策民営の罫—原子力政策に秘められた戦い』, 日本経済新聞社, 2011年
- 20111025 吉岡斉, 『新版 原子力の社会史』, 朝日新聞出版, 2011年
- 20111027 奥村宏, 『東電解体』, 東洋経済新報社, 2011年
- 20111115 大沼安史, 『世界が見た福島原発災害 2—死の灰の下で』, 緑風出版, 2011年
- 20111121 河野太郎, 『原発と日本はこうなる 南に向かうべきか、そこに住み続けるべきか』, 講談社,

2011年